

自動車リサイクル法の概要

1 基本的考え方

- ① これまで静脈インフラを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提とし、都道府県や保健所設置市（以下、「都道府県等」という。）の登録・許可制とする。自動車保有者（自動車を所有する法人も含まれる。）からリサイクル料金等（各自動車製造業者等が公表）を負担してもらい、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダスト、及び新たな環境課題であるフロン類、エアバック類への対応を行う。
- ② 自動車製造業者等にシュレッダーダスト等のリサイクル義務を課すことにより、使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化を図る。
- ③ 不法投棄の防止に資する仕組みとする。
 - ・ 関連事業者は都道府県等の登録（引取業者・フロン類回収業者）・許可制（解体業者・破砕業者）
 - ・ 使用済自動車等の引取り・引渡し義務
 - ・ 電子マニフェスト（移動報告）制度の導入
 - ・ リサイクル料金等の新車時（車検時・廃車時）預託
 - ・ 自動車重量税還付制度の導入 等々
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という。）との円滑な接合を図る。

2 自動車リサイクル法の対象自動車

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車です。（トラック・バス等の大型車、特殊自動車、ナンバープレートのない構内車も含むことに留意してください。）

《対象外となる自動車》

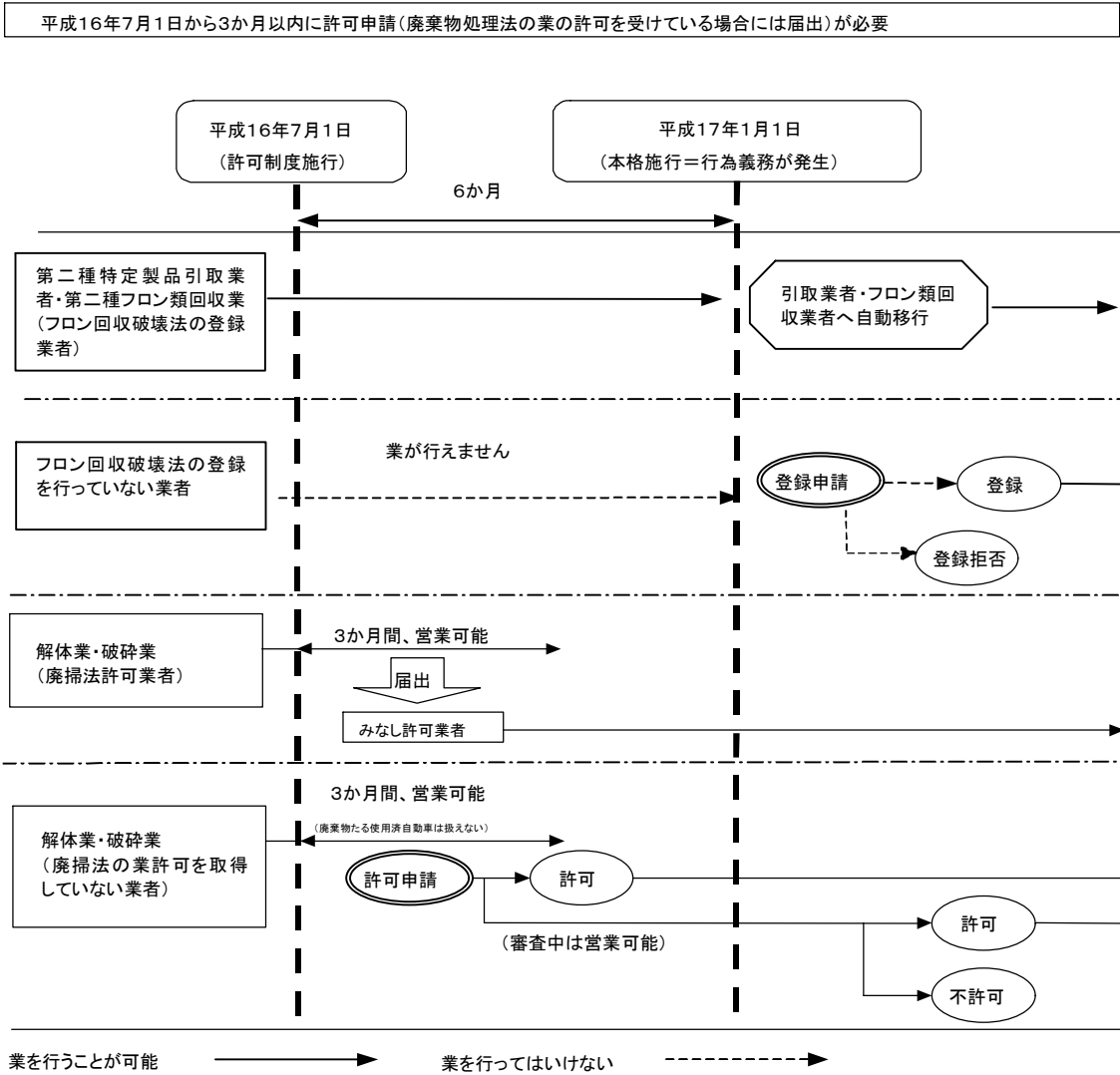
- ・ 被けん引車
- ・ 二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・ 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・ その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

なお、架装物部分の多くは原則対象外です。（自動車リサイクル法上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合、廃棄物処理法に従い、処理を行わなくてはならない。）

《架装物部分の例》

- ・ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・ トラックレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置等々

3 法の施行日



○平成17年1月1日 本格施行 (行為義務、リサイクル料金等の預託義務が発生)

- ・この日以降、引取業者に引取られた使用済自動車がこの法律の対象となります。
- ・この日以前に引取業者に引取られた使用済自動車は、従来のフロン回収破壊法及び廃棄物処理法に沿って適切に処理しなければなりません。

4 フロン回収破壊法・廃棄物処理法等との関係

(1) フロン回収破壊法との関係 (引取業、フロン類回収業のみ)

フロン回収破壊法と自動車リサイクル法の変更点等

	フロン回収破壊法 (H16.12.31 まで)	自動車リサイクル法 (H17.1.1 から)
登録主体	事業所 ①第二種特定製品引取業 → ②第二種フロン類回収業 →	事業者 ①引取業 ②フロン類回収業
登録窓口	都道府県、政令指定都市 静岡県 (環境森林部地球環境室)	都道府県、保健所設置市 静岡県 (各健康福祉センター) 静岡市、浜松市
処理の流れ	フロン券による	電子マニフェストによる
標識の掲示	不要	必要

* 自動移行した登録事業者について、県又は静岡市、浜松市より、自動車リサイクル法の引取・フロン類回収業の登録通知書を送付しました。

* 自動移行した登録の場合、更新時期は、フロン回収破壊法におけるそれぞれの業の登録日（複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日）から起算して5年後となります。

(2) 廃棄物処理法との関係

- ① 廃棄物処理法の業の許可を受けている者は、平成16年7月1日から9月末日までに届出を行うことにより解体業又は破砕業の許可を得ることができる。（既に解体業又は破砕業を行っている場合に限る。）
- ② 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、エアバッグ類、シュレッダーダスト）は、全て廃棄物となり、特段の定めがない場合は廃棄物処理法の規定を受ける。
- ③ 登録又は許可を受けた場合は廃棄物処理法の許可不要（○、◎部分）

○：使用済自動車 ◎：解体自動車（エアバッグ類、シュレッダーダスト含む）

	一般廃棄物許可		産業廃棄物許可	
	収集運搬業	処分業	収集運搬	処分業
引取業	○		○	
フロン類回収業	○		○	
解体業	○○	○○	○○	○○
破砕業			◎	◎

* 事業所所在地の都道府県等の登録・許可を受けていれば他の都道府県等でも収集運搬が可能

* 廃棄物処理法の廃棄物処理基準は遵守する必要があるので留意

- ④ 使用済自動車等の収集運搬を他者に委託する場合、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業者への委託が必要。（但し、産業廃棄物である場合、産業廃棄物のマニフェストは不要となるが、委託契約書は必要となる。）

(3) その他

平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者（自動車リサイクル法の引取業者に該当）へ引渡された使用済自動車については、平成17年1月1日以降に処理される場合においても、フロン類管理書やフロン券などの適用を受けることになります。解体事業者等についても、電子マニフェストへの入力やエアバッグ類、シュレッダーダストを指定引取場所へ持ち込むこと等はできませんので御留意下さい。

5 用語の定義

用語	説明
使用済自動車	自動車のうち、その使用（倉庫としての使用やその他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したもの。
解体自動車	使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用な物を分離・回収した後に残存する物。
役員	業務を執行する社員〔会社法（平成17年法律第86号）第590条に規定する持分会社の業務を執行する社員をいう。〕、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者（株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
出資者等	発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主または出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者。
使用人	申請者の使用人であり、本店や支店、主たる事業所、その他の事務所の代表者や継続して業務を行うことができる施設の場所で、解体業や破砕業に係る契約を締結する権限を有する者。
破砕前処理	プレス（圧縮）及びシャー（せん断）をする行為。なお、有用部品として売却するためにバーナー、電機カッター、のこぎり等を用いて使用済自動車の前方部分を切断する行為（ノーズカット）等は「解体」の一環であり、シャー（せん断）には該当しない。一方、圧縮設備を用いて解体自動車をプレス（圧縮）する場合があるが、これは破砕前処理に当たる。

6 登録・許可権者一覧表

	引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
静岡県	静岡県知事	静岡県知事	静岡県知事	静岡県知事
静岡市	静岡市長	静岡市長	静岡市長	静岡市長
浜松市	浜松市長	浜松市長	浜松市長	浜松市長